

広島県告示第六百二十五号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定によつて、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十七年十月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 名称

黒瀬川特定猟具（銃器）使用禁止区域

二 区域

二級河川黒瀬川水系黒瀬川の河川区域のうち、東広島市黒瀬町地内の松ヶ瀬橋から呉市郷原町地内の二級ダム堰堤までの区域

三 存続期間

平成二十七年十一月一日から平成三十七年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

一 名称

芦田川特定猟具（銃器）使用禁止区域

二 区域

一級河川芦田川水系芦田川の河川区域のうち、府中市僧殿町地内の同河川と芦田川水系御調川との合流点から福山市郷分町地内の大渡橋までの区域

三 存続期間

平成二十七年十一月一日から平成三十七年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器